

お問い合わせ先

・高齢者新型コロナウイルス定期予防接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や下記担当部署までお問い合わせください。

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課(コロナワクチン担当)

Tel 211-8189 〈月～金(年末年始、祝日を除く) 8:45～17:15〉

・高齢者新型コロナウイルス定期予防接種(ワクチンの種類、よくあるご質問、免除に係る必要書類など)については下記の札幌市ホームページでご案内しています。

「インターネットで『札幌市 高齢者新型コロナウイルス定期予防接種』で検索」又は「二次元コード(右記)」の札幌市ホームページで掲載

(<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/covid-19-vaccine.html>)

札幌市ホームページ
【高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のお知らせ】



札幌市ホームページ
【高齢者用予防接種実施医療機関名簿】



※このお知らせは令和6年7月31日時点の情報で作成しています。

令和6年10月1日(火) から 令和7年1月31日(金) まで

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種のお知らせ

対象者 接種を希望する「札幌市民」又は「東日本大震災による被災者で、避難のため札幌市内に居留している方^{*1}」で、以下の(1)又は(2)に該当する方

- 接種日現在で満65歳以上の方
- 接種日現在で満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当^{*2})
※1.現在の住民登録が避難前の住所地である必要があります。
※2.上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は該当しません。

接種場所 実施医療機関
「インターネットで『札幌市 高齢者用予防接種実施医療機関』で検索」又は「二次元コード(右記)」の札幌市ホームページで掲載
※予約が必要な場合やかかりつけの患者の接種を優先的に行っている場合があります。事前に医療機関にお問い合わせください。

接種回数 実施期間中 **1回**

接種料金 **3,200円**

持ち物 【全 員】：マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類
【上記対象者(2)の方】：身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書
【料金免除の方】：料金免除に係る証明書類⇒対象者・書類は下記参照

上記対象者のうち料金が免除される方

※ 上記対象者以外の方(例:60歳未満の方など)は、下の表に該当する方であっても、任意の予防接種(接種料金は全額自己負担)になります。

※ 料金の免除には、所定の証明書類(いずれかひとつ)を**接種当日**に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。
後日提出の場合、接種料金は返金されません。

| 料金が免除される方 | 持参する証明書類(主なもの) |
|---------------------------------|--|
| 生活保護世帯の方 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書(証明願) 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの |
| 市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ) | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料納入(特別徴収決定・変更・停止)通知書 通知書2枚目の保険料段階が1～3段階の方 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限内で、記載事項に変更がないもの。令和6年12月2日以降、お持ちでない方は限度額の区分が記載された資格確認書が必要です。) 75歳以上の方又は65～74歳で一定の障がいのある方 後期高齢者健診受診券 札幌市から送付された受診券で、後期高齢者健診の自己負担額が「0円」である方(令和6年度に受診済の方は受診時に回収しています) ※上記書類の紛失や該当しない場合などにより他に証明書類がない場合は、世帯全員分(高校生以下の世帯員を除く)の市民税・道民税・森林環境税にかかる「課税証明書」を医療機関に提出してください。 |
| 東日本大震災による被災者で、避難のため札幌市内に居留している方 | <ul style="list-style-type: none"> 避難前の住所地および年齢が確認できるもの 例:罹災証明書、運転免許証など ※対象地域は「二次元コード(右記)」に掲載 |

札幌市ホームページ
【適用地域一覧】



1 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症は、咳などの呼吸器症状が中心で、初期は一般的なウイルス性咽頭炎（いわゆる風邪）やインフルエンザとの区別困難な症状が続き、多くは軽症ですが一部重症化することもあります。また、重症化に関する因子としては年齢（高齢者）や基礎疾患の有無が挙げられます。

なお、発熱や咳などが無い感染者も多いため、発熱や咳がなくても体調がすぐれない場合には新型コロナウイルス感染症への注意が必要です。

2 新型コロナワクチンの予防接種の効果

新型コロナワクチンについては、人や動物における国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。また、ワクチンの種類や効果、FAQ等については、札幌市ホームページ（検索方法等は4ページ目をご覧ください。）に掲載していますので、参考としてください。

3 新型コロナウイルス感染症の予防

感染予防のためには、予防接種の他に、「手洗い」・「換気」をしっかりとすることも大切です。また、周囲の人への感染を防ぐためにも咳やくしゃみなどが出るときは「マスク」をつけ、マスクを持っていない場合には、顔をそむけてティッシュなどで口と鼻をおおうなどの「咳エチケット」を心がけてください。また、新型コロナウイルス感染症が流行しているときには、必要のない外出（特に人が多く集まる場所）を控えましょう。

4 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意

予防接種についてわからないことは、接種前に医師や看護師にお尋ねください。

予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種については、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する方のみが接種を受けることができます。また、受ける方の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えありませんが、明確に受ける方の意思を確認できない場合は、接種を受けることはできません。

(2) 他のワクチンとの同時接種および接種間隔

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

(3) 予防接種を受けることができない方

- ・37.5℃以上の熱がある方
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

(4) 予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ・抗凝固療法を受けている人、血小板減少症又は凝固障害のある方
- ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・心臓、じん臓、肝臓、血液疾患などの基礎疾患のある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ・過去にけいれんを起こしたことがある方
- ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

(5) 予防接種を受けた後の注意

- ・ワクチンを接種した後は、接種部位の痛み、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがあります。このような症状が出たときのために、できるだけ接種当日や翌日に無理をしないですむように予定を立てておくとい良いでしょう。これらの症状は、たいてい数日以内で軽快することが分かっています。
- ・ワクチンを受けた当日は、激しい運動や過度の飲酒などは控えましょう。接種部位については、清潔に保つよう心がけてください。

5 新型コロナワクチンの予防接種の副反応

主な副反応は、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。また、稀な頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）があります。接種後の副反応等に関する相談は、接種を受けた医療機関やかかりつけ医などにご相談ください。

ごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後に胸の痛み、動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れましたら、速やかに医療機関を受診してください。また、mRNAワクチン接種後、ごく稀にギラン・バレー症候群が報告されています。接種後に手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

6 予防接種後健康被害救済制度

高齢者新型コロナウイルス定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になる場合（※1）や、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく補償を受けることができます（※2）。

申請に必要な手続き等については、札幌市保健所感染症総合対策課コロナワクチン担当（211-8189）までご相談ください。

※1 入院相当の場合に限ります。 ※2 健康被害の請求には請求期限があります。